



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 年金たる補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示の一部を改正する告示
(職員厚生課)..... 1
- 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第9条の2の規定に基づき知事が別に定める金額の一部を改正する告示(職員厚生課)..... 2
- 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第9条の2第2号の規定に基づき知事が定める施設の一部を改正する告示(職員厚生課)..... 2
- 有害凶書等の指定(青少年・児童家庭課)..... 2
- 民有保安林の指定の解除の予定・2件(森林緑地課)..... 3
- 事業の認定(用地課)..... 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(海岸防災課)..... 5

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民生活課)..... 5
- 建設業者の許可の取消し(土木企画課)..... 6
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知・4件(道路街路課)..... 7
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課)..... 8

公安委員会事項

- 警備員指導教育責任者講習の実施..... 8

正 誤

- 平成18年3月31日付け公報号外第13号中訂正..... 9

告 示

沖縄県告示第454号

平成4年沖縄県告示第532号(年金たる補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示)の一部を次のように改正する。

平成18年6月27日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

本則の表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,291円	13,246円
20歳以上25歳未満	5,046円	13,246円
25歳以上30歳未満	5,922円	13,246円
30歳以上35歳未満	6,580円	16,161円
35歳以上40歳未満	7,098円	19,473円
40歳以上45歳未満	7,202円	21,625円

45歳以上50歳未満	7,043円	23,122円
50歳以上55歳未満	6,579円	23,556円
55歳以上60歳未満	6,042円	23,307円
60歳以上65歳未満	4,498円	21,461円
65歳以上70歳未満	4,070円	15,535円
70歳以上	4,070円	13,246円

附 則

- この告示は、平成18年6月27日から施行する。
- 改正後の規定は、平成18年6月27日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

沖縄県告示第455号

平成8年沖縄県告示第628号（沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第9条の2の規定に基づき知事が別に定める金額）の一部を次のように改正する。

平成18年6月27日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

本則の表常時介護を要する状態の項中「104,970円」を「104,590円」に、「56,950円」を「56,710円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,490円」を「52,300円」に、「28,480円」を「28,360円」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

- この告示は、平成18年6月27日から施行する。
- 改正後の表の規定は、平成18年6月27日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

沖縄県告示第456号

平成8年沖縄県告示第629号（沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第9条の2第2号の規定に基づき知事が定める施設）の一部を次のように改正する。

平成18年6月27日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

本則中第3号を削る。

附 則

この告示は、平成18年6月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

沖縄県告示第457号

沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）第12条第1項の規定により、有害図書等を次のとおり指定する。

平成18年6月27日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 指定する図書等の種類、名称等

種 類	雑誌コード	名 称	号 別	発 行 所 名
雑 誌	02116-05	おとこのブランドHEROES DeeDee gals DVD Vol. 1	増刊5月号	株式会社ダイアプレス

雑 誌	06345-06	D V D DELUX	6 月 号	株式会社MCプレス
雑 誌	05464-5	すっぴん Suppin EVOLUTION DVD Vol. 8	5 月 号 増 刊	株式会社英知出版社
雑 誌	03299-6	絶対!!美少女主義Cream [月刊ク リーム]	6 月 号	ワイレア出版株式会社
雑 誌	11413-6	あいしてあげるDVD	6 月 号	株式会社大洋図書
雑 誌	17031-06	ニャン2倶楽部Z	6 月 号	株式会社コアマガジン
雑 誌	11435-06	アクション写真塾	6 月 号	株式会社サン出版
雑 誌	17655-06	ビデオメイトDX	6 月 号	株式会社コアマガジン
雑 誌	07483-06	パソコンパラダイス Vol.169	6 月 号	株式会社メディアックス
雑 誌	21356-5/26	BI-WEEKLY漫画アクション ピザ ッツ増刊スペシャルNo. 3	2006 5/26号	株式会社双葉社
雑 誌	21353-5/17	BI-WEEKLY漫画アクション ピザ ッツ NO.10	2006 5/17号	株式会社双葉社
雑 誌	20839-6/11	comicキャンドール2006 VOL.29	6月11日増刊号	株式会社実業之日本社
雑 誌	44322-36	ふたりエッチ	31巻	株式会社白泉社
雑 誌	11586-5/14	愛の体験スペシャルデラックス 愛の体験for Mrs.	5月14日増刊号	株式会社竹書房
雑 誌	11585-6	愛の体験スペシャルDX	6 月 号	株式会社竹書房
雑 誌	09675-6	恋愛天国	6 月 号	株式会社竹書房
雑 誌	19625-06	恋愛白書パステル	6 月 号	株式会社宙出版
雑 誌	09672-06	Lady'sComic Special AYA 恋愛R evolution	6 月 号 増 刊	株式会社宙出版
雑 誌	08338-5	漫画ゴラクネクスター BL COMIC 花恋 VOL.04	5 月 号 増 刊	株式会社日本文芸社
雑 誌	09614-4/13	麗人 B r a v o !	2006春号	株式会社竹書房
雑 誌	08305-6	まんがグリム童話	6 月 号	株式会社ぶんか社
雑 誌	713787-1	多重人格探偵サイコ	No. 11	株式会社角川書店
雑 誌	372135-3	暴虐外道無法地帯ガガガ	2 巻	株式会社講談社

- 2 指定する理由 図書等の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、又は粗暴性、残虐性若しくは犯罪を誘発助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

沖縄県告示第458号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成18年6月27日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 解除予定保安林の所在場所 南城市佐敷字佐敷安志田原476番1、476番2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第459号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成18年6月27日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 解除予定保安林の所在場所 国頭郡本部町字渡久地渡久地原211番
- 2 保安林として指定された目的 風致の保存
- 3 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

沖縄県告示第460号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成18年6月27日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 起業者の名称 豊見城市
- 2 事業の種類 市道256号線新設工事（豊見城市字翁長木山原及び字翁長浜原地内）及びこれに伴う一般国道331号一部改築工事
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 豊見城市字翁長木山原及び字翁長浜原地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、地方公共団体である豊見城市が事業主体となって、市道256号線新設工事及び同工事に伴う一般国道331号一部改築工事を実施するもので、それぞれ道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に掲げる市町村道及び同条第2号に掲げる一般国道に関する工事であり、本件事業に係る道路は、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に該当する。
したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると認められる。
 - (2) 法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業は、道路法による道路に関する事業であり、また、起業者が実施する一般国道331号一部改築工事については、国から工事の了承を得ている。
また、本件事業に必要な用地取得費及び事業費について財政措置が講じられていることから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると認められる。
 - (3) 法第20条第3号の要件への適合性について
 - ア 事業の施行により得られる公共の利益について
本件事業は、豊見城市字翁長木山原地内の起点から同市字翁長木山原地内の市道203号線との接続点までの区間の新設工事である。
本路線は、一般国道331号から豊見城市地先開発事業地区（以下「当該地区」という。）へ至る幹線道路であり、本件事業により近隣住民の日常生活の向上、当該地区の観光振興及び経済活動の活性化が図られる。
また、沖縄県への入域観光客数が年々増加し、当該地区の商業施設が県内外で注目を集めていることから、周辺地域の交通需要は今後増加するものと予想され、本件事業の社会的・経済的効果は大きいと認められる。
したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、大きいものと認められる。
 - イ 事業の施行により失われる利益について
本件事業における環境影響評価を実施した結果、環境保全目標を達成しており、稀少な動物・植物への影響についても微小であると予測されていることから、失われる利益は軽微であると認められる。
 - ウ 比較衡量
本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利

益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、一般国道331号から当該地区へ至る幹線道路として早期整備が地域住民から要望されており、事業を早期に施行する必要性が認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地は、3案によるルート比較の結果選定されたものであり、事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべての土地が本件事業の用に半永久的に供されるものであることから、収用とすることに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると認められる。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて満たしているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 豊見城市役所建設部道路課

沖縄県告示第461号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県北部土木事務所において縦覧に供する。

平成18年6月27日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称 渡久地（3）地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市	町 村	大字	字	地 番	標柱番号
国頭郡	本部町	渡久地	渡久地原	82番	1
国頭郡	本部町	渡久地	渡久地原	85番	2
国頭郡	本部町	渡久地	渡久地原	91番1	3
国頭郡	本部町	渡久地	渡久地原	96番	4
国頭郡	本部町	渡久地	渡久地原	100番	5
国頭郡	本部町	渡久地	渡久地原	104番	6
国頭郡	本部町	渡久地	渡久地原	210番	7
国頭郡	本部町	渡久地	渡久地原	210番地先	8

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成18年8月8日まで縦覧に供する。

平成18年6月27日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 申請のあった年月日 平成18年6月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄ソーシャルワーカー協会

- 3 代表者の氏名 渡真利源吉
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宜野湾市宜野湾二丁目6番地38号1のE
- 5 定款に記載された目的 特定非営利活動法人沖縄ソーシャルワーカー協会は、ソーシャルワークの倫理・知識・技術等の専門性に基づき、沖縄県における社会福祉専門職団体として、問題を持つ個人・家族・地域の支援をおこなうと共に、沖縄県内の福祉問題解決に向けての調査、研究、提言等を積極的に行い、さらに社会福祉現場従事者の専門的ソーシャルワーク技術の向上を目的とした研修活動や国際交流等の活動に取り組み、もって地域社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。
平成18年6月27日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 (1) 処分をした年月日 平成18年5月23日
(2) 商号名 共栄組
(3) 代表者名 仲里正剛
(4) 所在地 宜野湾市野嵩四丁目21番7号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-15）第404号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成18年4月25日付で、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成18年5月23日
(2) 商号名 當眞建設
(3) 代表者名 當眞嗣松
(4) 所在地 北谷町字北前269番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-14）第150号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成18年4月28日付で、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成18年5月23日
(2) 商号名 国際電気通信株式会社
(3) 代表者名 石原昌正
(4) 所在地 浦添市牧港四丁目14番17号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-17）第2990号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成18年5月2日付で、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成18年5月23日
(2) 商号名 有限会社三崎工業
(3) 代表者名 知念宏
(4) 所在地 那覇市首里大名町1丁目161番地の1エンゼルハイム首里大名307号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-13）第5140号、沖縄県知事 許可（特-13）第5140号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業及び管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成18年5月2日付で、建設業法第12条に基づき電気工事業及び管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成18年5月23日
(2) 商号名 株式会社赤嶺組
(3) 代表者名 赤嶺武信
(4) 所在地 豊見城市字豊崎1番地680
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-14）第4639号、沖縄県知事 許可（特-14）第4639号

(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成18年5月8日付で、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成18年6月27日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 那覇広域都市計画道路事業

(2) 名称 3・3・15号新都心牧志線

2 施行者の名称 沖縄県

3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号

4 事業地

(1) 収用の部分 平成10年建設省告示第1545号及び平成14年沖縄総合事務局告示第34号の事業地のうち沖縄県那覇市宇安里安里原及び字上之屋後苗代原地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 なし

5 事業施行期間 平成10年7月30日から平成19年3月31日まで

6 変更の内容 事業地の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成18年6月27日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 那覇広域都市計画道路事業

(2) 名称 3・4・20号国際通り線

2 施行者の名称 沖縄県

3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号

4 事業地

(1) 収用の部分 平成11年建設省告示第1751号及び平成14年沖縄総合事務局告示第31号の事業地のうち沖縄県那覇市安里1丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 なし

5 事業施行期間 平成11年9月24日から平成20年3月31日まで

6 変更の内容 事業地の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成18年6月27日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 那覇広域都市計画道路事業

(2) 名称 3・4・34号県道153号線及び3・4・5号松川石嶺線

2 施行者の名称 沖縄県

3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号

4 事業地

(1) 収用の部分 平成10年建設省告示第1548号及び平成15年沖縄総合事務局告示第20号の事業地のうち沖

縄県那覇市首里平良町2丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 なし

5 事業施行期間 平成10年7月30日から平成19年3月31日まで

6 変更の内容 事業地の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成18年6月27日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 那覇広域都市計画道路事業

(2) 名称 3・4・85号龍潭線

2 施行者の名称 沖縄県

3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号

4 事業地

(1) 取用の部分 平成11年建設省告示第1752号の事業地のうち沖縄県那覇市首里山川町1丁目及び首里池端町地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 なし

5 事業施行期間 平成11年9月24日から平成21年3月31日まで

6 変更の内容 事業地の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成18年6月27日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

1 開発許可年月日及び指令番号 平成17年12月12日 沖縄県指令土第1099号、平成18年3月2日 沖縄県指令土第169号（変更）

2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字潮平790番1ほか4筆

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 豊見城市字保栄茂83番地 有限会社門百次 代表取締役 當銘真昭

5 検査済証番号 平成18年6月12日 第2463号

6 工事完了年月日 平成18年5月29日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第74号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成18年6月27日

沖縄県公安委員会

1 講習期間等

区 分	講習期間	時 間	場 所
警備員指導教育責任者講習（交通誘導警備業務）	平成18年8月2日（水曜日）及び同月3日（木曜日）	午前9時から午後5時まで（平成18年8月3日にあつては、午後3時まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 視聴覚講堂
	【考査】8月3日（木曜日）	午後3時25分から午	

	日)	後4時まで	
--	----	-------	--

- 2 受講定員 40人
- 3 受講対象者 受講対象者は、警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者であって、法第2条第1項第2号の業務に係る講習の受講を希望するもの
- 4 受講手続
- (1) 受講申込み 講習を受けようとする者は、警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）に必要事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真）を貼付するとともに、当該受講申込書に旧資格者証の写しを添付し、(2)の提出先に提出するものとする。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは受け付けない。
- (2) 提出先
- ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
- イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
- (3) 受付期間 講習の受付期間は、平成18年7月5日（水曜日）から同月19日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
- (4) 受講手数料 手数料14,000円は、沖縄県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。既納の手数料は、還付しない。
- 5 講習業務の委託 講習は、社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。
- 6 その他
- (1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。
- (2) 受講及び考査の当日は、筆記用具を持参すること。
- (3) 受講についての問い合わせ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号（098）862-0110（内線3054）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

正 誤

平成18年3月31日付け公報号外第13号登載の「沖縄県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（沖縄県公安委員会規則第5号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
19	下から9	沖縄県安委員会	沖縄県公安委員会

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶1丁目6番3号 販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円</p>
-----------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------